東京都市計画地区計画の変更(目黒区決定)

都市計画 自由が丘南口地区地区計画を次のように変更する。

名称		自由が丘南口地区地区計画		
位置※		目黒区自由が丘一丁目、自由が丘二丁目及び緑が丘二丁目各地内		
面積	*	約3. 1 h a		
地区計画の目標		本地区は東急東横線・大井町線自由が丘駅の南口に位置し、高い商業集積を形成している駅前商店街であり、周辺に隣接する地域の商業地化の進展に伴い、今後さらに純化・発展が見込まれている。 このため、適正かつ合理的な土地利用の促進を図るとともに、歩行者空間の整備と併せた街並みの整備を行うことにより、快適で魅力的な街路空間を整備し、賑わいと落ち着きの両要素を併せ持ったゆとりある水準の高い商店街の形成をめざす。		
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	現在の魅力的な商業系の土地利用を維持向上するために、地区内の居住施設との調和に配慮しつつ、建築物の低層部を中心に本地区にふさわしい商業機能の立地を誘導するとともに、建築物の共同・協調化を進め、駅前商業地区にふさわしい土地の有効利用を図る。また、快適な街路空間の形成とともに各地区の特性に応じた土地利用を促進するため、各地区の土地利用の方針を定める。(商業地区)マリクレールストリート及び緑道に面する街区は、地区のメインストリートとして土地の有効利用を図り、良質な商業施設の立地を誘導する。 (近隣商業地区A、近隣商業地区B) 地区の東側に位置する街区は、地区内の居住施設との調和に配慮しつつ、土地の合理的な利用を図り、良質な商業施設の立地を誘導する。		
万針	地区施設の整備の方針	快適で魅力的な街路空間のネットワーク化を図るため、地区内の既存道路を地区施設として定める。また、建築物の壁面の位置の制限を行った区域の土地を歩道状空地として定めることにより、既存道路部分と一体となった歩行者空間として、 来街者及び居住者を考慮した公共的空間の充実を図る。		

建築物等の整備の方針

建築物の更新等を通じて本地区計画の目標とする駅前商業地区としての個性豊かな商店街の形成、魅力ある街路景観の創出、歩行者空間の整備を図るため、建築物の容積率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、建築物等の高さの最高限度、道路に面した壁面の位置の制限及び壁面後退区域における工作物の設置の制限を定めて、前面道路幅員による容積率の制限を緩和するとともに、道路斜線制限を緩和する。

- (1) 地区にふさわしい商業環境の形成を図るため、建築物の用途制限を定める。
- (2) 建築物の壁面の位置の制限に伴う安全で快適な歩行環境の拡充に応じた建築物の容積率の最高限度を定める。
- (3) 敷地の細分化を防ぎ、地区にふさわしい街並み形成を図るため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。
- (4)歩行者空間を整備し、連続した街並みの形成を図るため、低層部及び上層部(高さ13mを超える部分)の壁面の位置の制限を定める。
- (5) 安全で快適な歩行環境を確保するため、壁面後退区域における工作物の設置の制限を定める。
- (6) 地区にふさわしい街並み形成を図るため、建築物等の高さの最高限度を定める。
- (7) 地区にふさわしい建築物の形態、色彩、看板・広告物等のデザインの調和を図るため、建築物等の形態又は色彩その 他の意匠の制限を定める。

地区	A 译	種類	名称	幅員(地区外を含めた幅員)	延長	備考
地区整備計画	区施設の	道路	区画道路1号	4.00m	約 440m	既存、一部拡幅
画	配置及		区画道路 2 号 (通称名:マリクレールストリート)	6.18m	約 250m	既存
	び規模		区画道路3号	6.72m	約 70m	既存
			区画道路 4 号	4.00m	約 45m	既存、一部拡幅
			区画道路 5 号	5.82m	約 80m	既存
			区画道路 6 号※	8.00m	約 75m	既存

			(通称名:自由通り)				
			区画道路7号	6. 18m	約	60m	既存
			区画道路8号	2.64m (5.27m)	約 50m		既存
	その他		歩道状空地1号	1.5m	約:	530m	
	的空地		歩道状空地2号	1. Om	約 8	310m	
			歩道状空地 3 号	0.5m	約 165m		
建築	地区の区	名称	商業地区	近隣商業地区A		近隣商業地区B	
築物等に	分	面積	約2.2ha	約0.4ha			約0.5ha
関する事項	建築物等の用		1 次の各号に掲げる用途の建築物は疑(1)風俗営業等の規制及び業務の適宜項第3号から同第5号までに掲げるの(2)風営法第2条第1項第1号及び同用に供するもの(ただし建築物の1(3)ナイトクラブその他設備を設けての用に供するもの(ただし建築物の(4)ダンスホールその他設備を設けてるための営業のうちダンスを教授すするもの(ただし建築物の1階、2(5)カラオケボックスその他これに数(6)病院	E化等に関する法律(昭和23年法 「風俗営業」及び同第2条第5項 司第2号に掲げる「風俗営業」並 階、2階及び地階部分に限る。) で客にダンスをさせ、かつ、客に負 1階、2階及び地階部分に限る。 で客にダンスをさせる営業(上記 る者が客にダンスを教授する場合 階及び地階部分に限る。)	頁に掲げる びに同第 1 欠食をさせ) (2)及ひ	「性風俗 1項に掲 る営業(上 ド(3)に	関連特殊営業」の用に供するも げる「特定遊興飲食店営業」の 記(2)に掲げるものを除く。) 掲げるもの及びダンスを教授す

	2 建築物の1階で、壁面線を定めた道路に面する部分は、店舗、飲食店その他これらに類する用途以外の用途に供してはならない。 3 第2項の規定について、次の各号に掲げるものはこの限りではない。 (1)公益上必要な建築物 (2)建築物の玄関、ホール、階段、エレベーター、廊下その他これらに類するもの (3)建築物に付属する自動車車庫、倉庫、機械室その他これらに類するもの				
建築物の容積率の最高限度※	容積率の最高限度は、都市計画により 定められた容積率 40/10 と、次の各号の 区分に応じた式により算出される容積率 のうち、いずれか小さい方の数値とする。 (1)1号壁面線が定められている敷地: (W+1.5)×6/10 (2)2号壁面線が定められている敷地: (W+2.0)×6/10 W:前面道路幅員(m) (前面道路が2以上あるときはその 幅員が最大のものとする。)	30/10	20/10		
建築物の敷地 面積の最低限 度	150 ㎡ ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、その全部を一の敷地として使用する場合は、当該敷地面積を地面積の最低限度とする。 (1) この地区計画を定める都市計画を告示する日において、現に建築物の敷地として使用されている 150 ㎡未満の土までは現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用することとなる 150 ㎡未満の土地 (2) 建築基準法第53条の2第1項第2号に掲げる公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の地となる土地				

	(3) 区長が用途上又は構造上やむを得ないと認めた土地						
壁面の位置の制限	壁面線を超えて建築してはならない。な開き部分その他これらに類するものはこ(1)1号壁面線 (1)1号壁面線 道路境界線(ただし、九品仏川側道に地盤面から高さ13mを超える部分は道(2)2号壁面線 道路境界線から1.0m 地盤面から高さ13mを超える部分は道(3)3号壁面線 道路境界線から0.5m	路境界線(ただし、九品仏川側道に面する敷地にあっては、建築基準法第42条第2項に定める道路境界線)式盤面から高さ 13m を超える部分は道路境界線から 2.5m) 2号壁面線 路境界線から 1.0m 盤面から高さ 13m を超える部分は道路境界線から 2.0m) 3号壁面線					
壁面後退区域 における工作 物の設置の制 限	における工作 工作物、外構の階段、照明等(道路状の面からの高さが 2.5m 以上の部分に設けるものを除く。)、自動販売物の設置の制 げとなる工作物等を設置してはならない。ただし、街路灯、電線地中化に伴う変圧器その他公益上必要なも						
建築物等の高							
30m 20m 前面道路の反対側の境界線又は隣地 前面道路の 境界線までの真北方向の水平距離に係 境界線までの らず、上記の高さを最高限度とする。(都 らず、上記の高 市計画高度地区における 20m 第 3 種高 市計画高度地区							

度地区の斜線型高さ制限については、本 規定に読み替えて適用しない。)

度地区の斜線型高さ制限については、本 規定に読み替えて適用しない。)

- 2 階段室、昇降機塔、屋窓その他これに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の 1以内の場合においては、その部分の高さは、5mまでは当該建築物の高さに算入しない。
- 3 現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物が、当該規定に適合しない部分を有する場合に おいては、当該建築物の部分に対しては、当該規定は適用しない。
- 4 この地区計画を定める都市計画を告示する日において、現に存する建築物(建築の工事が完了していると区長が認めたものに限る。)で、かつその高さが高さの最高限度を超えるものに関し、次の各号のいずれにも該当すると区長が認めた場合は、当該建築物に係る高さを算定するときに限り、当該規定は適用しない。
- (1)建て替え後の建築物の敷地面積は、現に存する建築物の敷地面積を下回らないこと。ただし、公共施設の整備等により変更が生じた場合は、この限りでない。
- (2) 建て替え後の建築物の高さは、現に存する建築物の高さを超えないこと。
- (3)建て替え後の建築物の高さの最高限度を超える建築物の部分の形状及び規模は、現に存する建築物の高さの最高限度を超える建築物の部分の形状及び規模と同程度であること。
- (4)建て替え後の建築物の高さの最高限度を超える建築物の部分の用途は、現に存する建築物の高さの最高限度を超える 建築物の部分の用途と同じであること。
- 5 一定の規模を有した敷地において、周辺環境に対し一定の配慮が図られていると区長が認めたものについては、次に掲げる基準の範囲内で、当該建築物に係る高さの最高限度を算定することができる。この場合において、区長は、周辺環境に対し一定の配慮が図られていると認めるときは、あらかじめ目黒区建築審査会の意見を聴くものとする。

対象敷地面積 (商業地区内 にある敷地の 部分に限る) 高さの最高限度の 範囲(商業地区内に ある建築物等の部 分)

対象敷地面積 (商業地区内 にある部分を含 む敷地の部分)

高さの最高限度の 範囲(近隣商業地区 Aにある建築物等 の部分) 対象敷地面積 (近隣商業地区 A内にある部分 を含む敷地の部 分)

高さの最高限度の 範囲(近隣商業地 区Bにある建築物 等の部分)

1,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満	商業地区で定めた 高さの最高限度の 1.2倍に相当する高 さ
3,000 ㎡以上	商業地区で定めた 高さの最高限度の 1.5倍に相当する高 さ

2,000 ㎡以上 5,000 ㎡未満	近隣商業地区Aで 定めた高さの最高 限度の 1.2 倍に相 当する高さ
5,000 ㎡以上	近隣商業地区Aで 定めた高さの最高 限度の 1.5 倍に相 当する高さ

2,000 ㎡以上 5,000 ㎡未満	近隣商業地区Bで 定めた高さの最高 限度の 1.2 倍に相 当する高さ
5,000 ㎡以上	近隣商業地区Bで 定めた高さの最高 限度の 1.5 倍に相 当する高さ

- 6 ゆとりある良質な空間の確保、防災又は環境負荷低減に関し一定の条件を満たしていると区長が認めたものについては、 第1項の規定による建築物の高さの最高限度の1.1倍に相当する高さの範囲内で、当該建築物に係る高さの最高限度を 算定することができる。この場合において、区長は、ゆとりある良質な空間の確保、防災又は環境負荷低減に関し一定の 条件を満たしていると認めるときは、あらかじめ目黒区建築審査会の意見を聴くものとする。
- 7 一定の規模を有した敷地において、ゆとりある良質な空間の確保、防災又は環境負荷低減に関し一定の条件を満たしており、かつ、周辺環境に対し一定の配慮が図られていると区長が認めたものについては、次に掲げる基準の範囲内で、当該建築物に係る高さの最高限度を算定することができる。この場合において、区長は、一定の規模を有した敷地において、ゆとりある良質な空間の確保、防災又は環境負荷低減に関し一定の条件を満たしており、かつ、周辺環境に対し一定の配慮が図られていると認めるときは、あらかじめ目黒区建築審査会の意見を聴くものとする。

対象敷地面積	高さの最高限度の
(商業地区内	範囲(商業地区内に
にある敷地の	ある建築物等の部
部分に限る)	分)

対象敷地面積	高さの最高限度の
(商業地区内	範囲(近隣商業地区
にある部分を	Aにある建築物等
含む敷地の部	
分)	

対象敷地面積	高さの最高限度の
(近隣商業地区	範囲(近隣商業地
A内にある部分	区Bにある建築物
を含む敷地の部	等の部分)
分)	

1,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満	商業地区で定めた 高さの最高限度の 1.32 倍に相当する 高さ	2,000 ㎡以上 5,000 ㎡未満	近隣商業地区Aで 定めた高さの最高 限度の1.32倍に相 当する高さ	2,000 ㎡以上 5,000 ㎡未満	近隣商業地区Bで 定めた高さの最高 限度の1.32倍に相 当する高さ
3,000 ㎡以上	商業地区で定めた 高さの最高限度の 1.65 倍に相当する 高さ	5,000 m ² 以上	近隣商業地区Aで 定めた高さの最高 限度の1.65 倍に相 当する高さ	5,000 ㎡以上	近隣商業地区Bで 定めた高さの最高 限度の1.65倍に相 当する高さ

建築物等の形態又は色彩その他の意匠の 制限

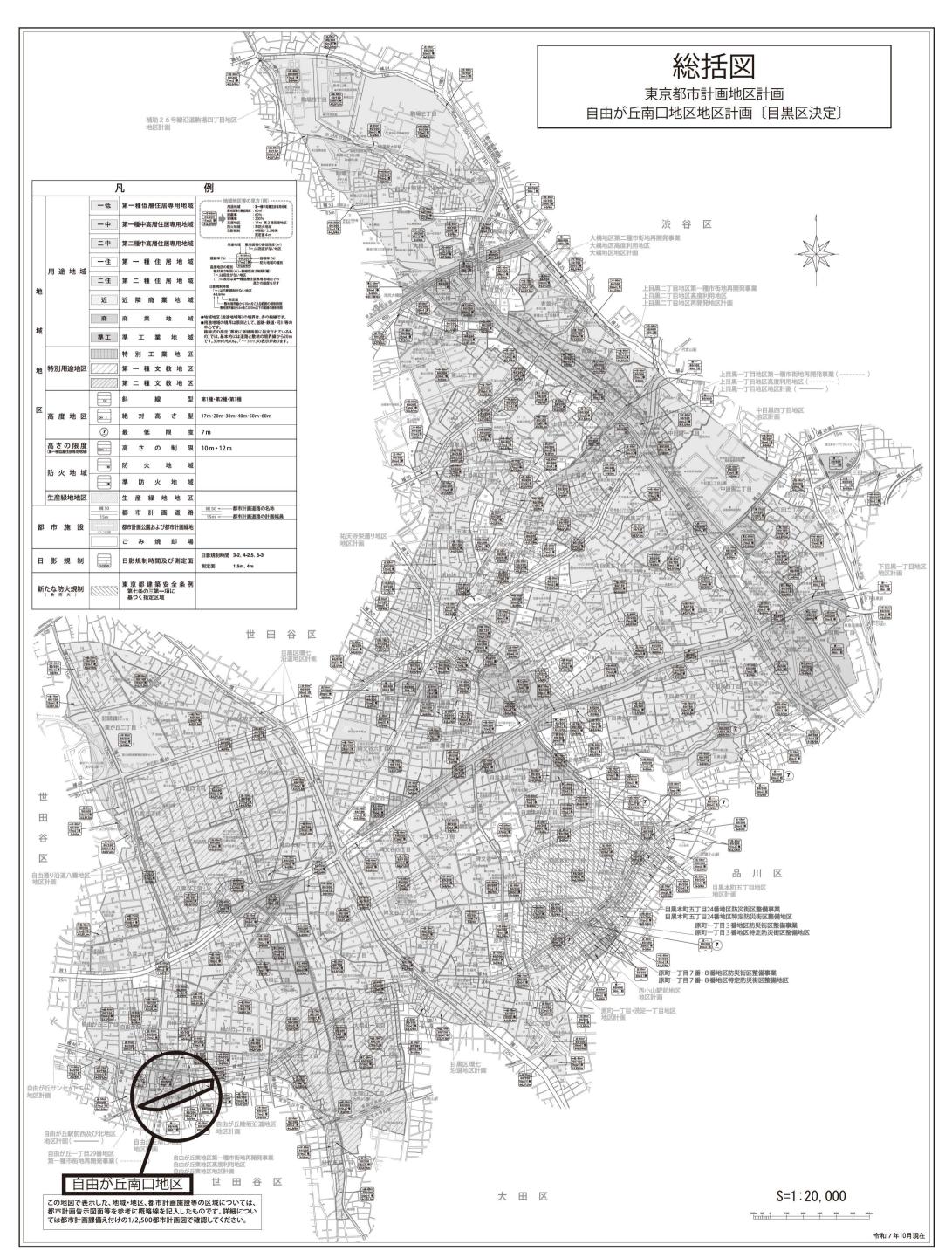
- 1 建築物の形態、色彩、意匠は、周辺の街並みに配慮し、以下のとおりとする。
- (1)壁面線を定めた道路に面する建築物の1階については、建築物が当該道路に接する長さの2分の1以上の開口部又はショーウィンドウ等を設けて建築するものとする。ただし、接する長さが2m以下の場合は、この限りではない。
- (2)壁面線を定めた道路に面する高さ13m以下の部分については、空調室外機等の付帯設備の当該道路側への配置を避け 建築するものとする。ただし、やむを得ない場合は、目隠しを施すなど、配慮する。
- (3)建築物の屋根、外壁、ショーウィンドウ等、その他戸外から望見される部分の色調については、目黒区景観計画に基づき、地区全体の景観的調和に配慮して建築するものとする。
- 2 屋外広告物法第2条第1項に定める屋外広告物の形態、色彩、意匠は、周辺の街並みに配慮し、以下のとおりとする。
- (1)地盤面から建築物の屋上に設置する屋外広告物の上端までの高さは、建築物等の高さの最高限度を超えてはならない。
- (2) 屋外に設置する大型ディスプレイ、デジタルサイネージの画面は、合計 2.76 m² (画面の対角の距離が 100 インチ相当)以下とする。
- (3) 屋外広告物については、目黒区景観計画の屋外広告物に関する方針に基づき、地区全体の景観的調和に配慮する。
- 3 第2項の規定は、屋外広告物を新たに設置し、又は現に存する屋外広告物の改造を行う場合に適用する。現に存する屋 外広告物又は工事中の屋外広告物を継続して表示する場合においては、当該規定は適用しない。

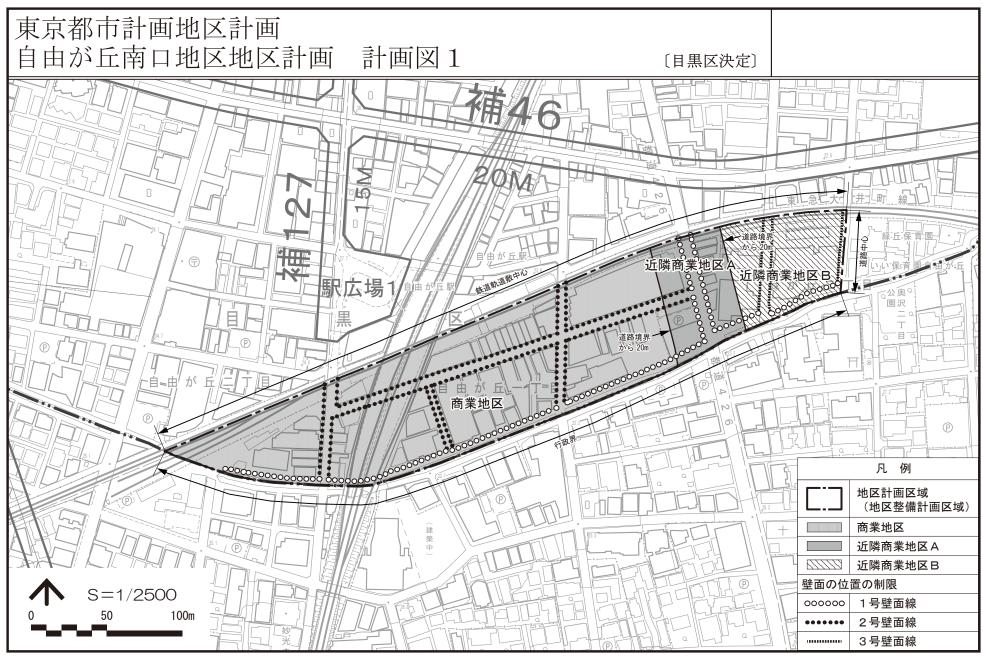
※印は、知事協議事項

「区域、地区の区分、地区施設の配置、壁面の位置は、計画図表示のとおり」 理 由 高度地区の変更に伴い、安全性や快適性を備えた、魅力ある持続可能な都市を実現する観点から検討した結果、地区計画を変更する。 なお、区域、地区の区分、地区施設の配置、壁面の位置についての変更は行わない。

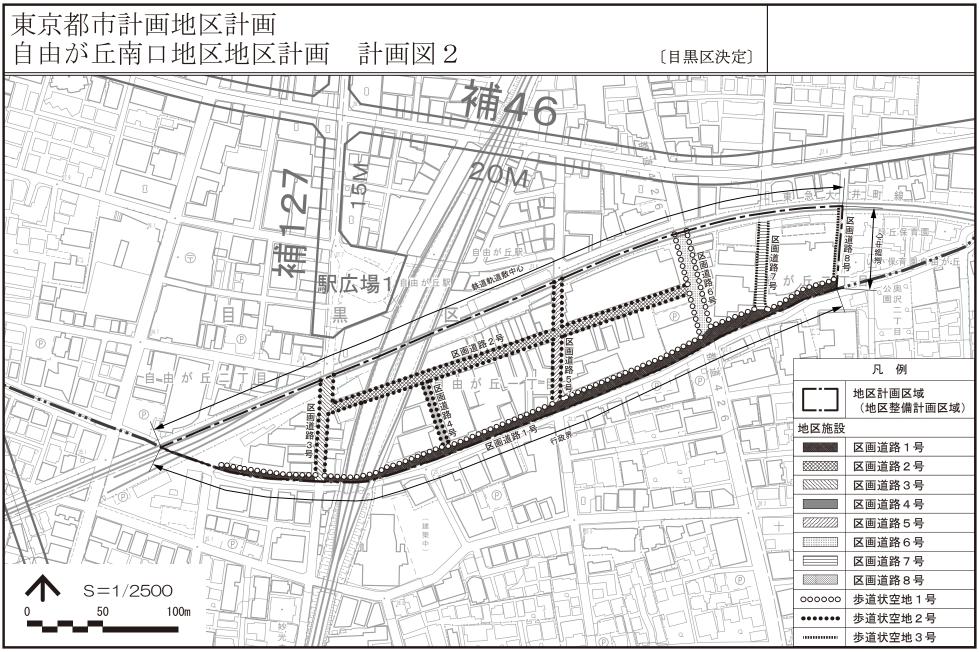
								(下級部分は変更部分)			
事項		地 区 整 備 計 画									
		建築物等に関する事項									
		建築物等の高さの最高限度									
変更前	変更後										
	商業地区				近隣商	5業地区A	近隣商業地区B				
_	による建築 場合におい じめ目黒 7 一定の類 辺環境に対 を算定する 負荷低減に	や	な空間の確保、防災又は さの最高限度の1. 1倍に 長は、ゆとりある良質なる 査会の意見を聴くものとした敷地において、ゆとしの配慮が図られているといできる。この場合においてできる。とする。 高さの条件を満たしており、ものとする。 高の最高限度の範囲(商業地区内にある 建築物等の部分) 商業地区で定めた高さの最高限度の1.32 倍に相当する高さ 商業地区で定めた高さの最高限度の1.65 倍に相当する高さ	に空すり区て	相当する高さの範囲間の確保、防災又はる。 ある良質な空間の確長が認めたものについ、区長は、一定の規	内で、当該建築物に係る 環境負荷低減に関し一定 保、防災又は環境負荷低減 いては、次に掲げる基準で 模を有した敷地において、	高さの最高限度を算定すの条件を満たしていると 減に関し一定の条件を満 の範囲内で、当該建築物 、ゆとりある良質な空間	ることができる。この : 認めるときは、あらか 情たしており、かつ、周 切に係る高さの最高限度 引の確保、防災又は環境			

	5,000 ㎡以上	近隣商業地区Aで定 めた高さの最高限度の 1.65 倍に相当する高 さ	5,000 ㎡以上	近隣商業地区Bで定 めた高さの最高限度 の 1.65 倍に相当す る高さ
--	-----------	--	-----------	---





この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(承認番号:7都市基交測第93号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。 この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。(承認番号)7都市基街都第146号、令和7年7月15日



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(承認番号:7都市基交測第93号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。 この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。(承認番号)7都市基街都第146号、令和7年7月15日